

業者各位

海田町企画部財政経営課

令和 7 年 3 月から適用する建設工事、測量及び建設コンサルタント等業務 単価等の運用に係る特例措置等について

令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）及び設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）が決定されたことに伴い、令和 6 年 3 月から適用した公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）及び令和 6 年度設計業務委託等技術者単価（以下「旧技術者単価」という。）を適用して予定価格を積算した契約について、新労務単価及び新技術者単価（以下「新単価」という。）に基づく契約に変更するための、請負代金額の変更協議を請求することができることとしました。

1 対象となる契約

(1) 特例措置

令和 7 年 3 月 1 日以降に契約を締結する建設工事、測量及び建設コンサルタント等業務のうち、旧労務単価及び旧技術者単価（以下「旧単価」という。）を適用して予定価格を積算しているもの。

(2) インフレスライド条項準用

令和 7 年 2 月 2 8 日以前に契約を締結した建設工事のうち、令和 7 年 3 月 1 日において工期の始期が到来していないもので、受注者が変更協議を請求した日以降の工事期間が 2 カ月以上あるもの。

2 具体的な取扱い

(1) 上記 1 (1) の場合

対象案件の受注者は、旧単価に基づく契約を新単価に基づく契約に変更するための協議を行うことができます。新単価による請負代金額（以下「変更後請負代金額」という。）の算定は、次の式によるものとします。

変更後請負代金額＝新単価により積算した工事(業務)価格（税抜き）×落札率×1.10

なお、落札率は、入札金額を旧単価により積算した工事(業務)価格（税抜き）で除した数値とします。

(2) 上記 1 (2) の場合

海田町建設工事請負契約約款第 2 5 条第 6 項の規定を準用し、請負代金額の変更を含む対応が可能となる場合があります。

3 受注者への通知

新単価に基づく請負代金額の変更についての協議を請求できる旨を、海田町ホームページへ掲載し周知します。

4 その他

本特例措置等に係る受注者からの変更協議の請求期限は、原則として、通知日又は契約日から 1 4 日以内とします